

地元との連絡体制について

1. 地元との連絡体制について

「もんじゅ」の安全・着実な廃止措置の推進に係る国の対応状況について節目節目に地元に対し説明する場として「もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会」を適宜開催する。

また、現地対策チーム会合の開催に合わせ福井県及び敦賀市への連絡、説明を行う場としてそれぞれ「連絡会議」を開催する。

なお、美浜町へは、現地対策チーム会合の開催に合わせ、「連絡会議」に準じた体制で説明を行う。

2. もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会

① 構成員

- ・ 文部科学省 研究開発局長
- ・ 経済産業省 資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
- ・ 福井県 副知事
- ・ 敦賀市 市長

② 開催頻度

- ・ 必要に応じ適宜開催

③ 取り扱う事項

- ・ 廃止措置の進捗状況
- ・ 廃止措置の実施体制
- ・ 使用済燃料、ナトリウムの搬出計画等の検討状況 等

3. 連絡会議

① 構成員

<福井県との連絡会議>

- ・ 文部科学省 研究開発局もんじゅ廃止措置対策監
- ・ 文部科学省 研究開発局敦賀原子力事務所長
- ・ 文部科学省 研究開発局敦賀原子力事務所 所長代理
- ・ 福井県 安全環境部長

<敦賀市との連絡会議>

- ・ 文部科学省 研究開発局もんじゅ廃止措置対策監
- ・ 文部科学省 研究開発局敦賀原子力事務所長
- ・ 文部科学省 研究開発局敦賀原子力事務所 所長代理
- ・ 敦賀市 副市長

② 開催頻度

- ・ 現地対策チーム会合に合わせて開催（月一回程度）

③ 取り扱う事項

- ・ 現地対策チーム会合の開催結果の連絡・説明 等